



そうです。是非、見てください。この前みたいに、いきなり停止命令とか出さないでくださいよ。あれはあまりにも早すぎます。

違反だと言われた箇所についても、今日これから法務局に行って、地目を元に戻してきます。

県庁からなのか、土木事務所からなのかわかりませんが、法務局の人が都市計画法違反がどうの、って言うんですよ。

地目を戻すんですか？

それは御自身の申請で？それともの職権ですか？

職権では戻せないようなので、地目を変更する申請をするように、法務局から指示されました。

現況が宅地なのに山林に戻すなんて、できるのかどうか良くわかりませんが、かなり特殊な申請になるみたいです。

普通はやらない作業なんでしょうけど、地目が宅地になったから違反だって指摘されたんだから、しょうがないです。

現状が宅地になったんだから、宅地として登記しないと不動産登記法上まずい、不動産登記法の方が都市計画法より優先するし、今回は違反じゃない、って弁護士さんにも言われてるんですけどね。

私は不動産登記法は詳しくないので分かりませんが、「現況を宅地状に造成して、地目を宅地にした」というのは、明らかに都市計画法の開発行為に該当すると思いますよ。

いずれにせよ、本日はこの弁明書を提出する為に来所されたということですね。更に来週のアタマに、調査資料・写真を提出なさると。

で、その資料と写真で提出物は全て揃う訳ですね。

そうです。

ではとりあえず、この弁明書をお預かりします。